

令和 6 年度

**第 2 2 期第 3 回内水面漁場管理委員会
議事録**

令和 7 年 3 月 5 日

三重県内水面漁場管理委員会

日時 令和7年3月5日(水) 午前10時 から 11時9分まで

場所 内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について(雲出川漁業協同組合)
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る令和7年度目標増殖量について
- 3 その他
(1) 次回の委員会日程等について

出席委員

大瀬 公 司	勝木 祥文	垣 外 昇	井 上 亜 貴	西 根 麻 里
金 岩 稔	大 野 研	三 谷 伸 也	栗 田 潤	

(※斜体字 Web 出席)

欠席委員

中 本 恵 二

事務局

事務局長	小 林 智 彦
主幹	藤 原 正 嗣
主査	葛 西 学

行政

水産資源管理課
(漁業調整班)
課長補佐兼班長 森田 和英
主任 福 田 遼

傍聴者

なし

計 14 名

○大瀬会長

ただ今から第 22 期第 3 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、委員総数 10 名中、中本委員が欠席で、出席委員が Web 参加の三谷委員、西根委員含め 9 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、勝木会長職務代理者、大野委員にお願いします。本日傍聴人はみえません。

それでは、議案 1 「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1-1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 7 年 2 月 25 日付け、農林水第 24-4307 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

内容は、知事に対し雲出川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（福田主任）

資料 1-1 ページが諮問書で、1-2 ページが今回の遊漁規則変更認可申請についての概要と審査について取りまとめた参考資料です。詳細は 1-3 ページから 1-6 ページの新旧対照表で説明させていただきます。改正する内容はアンダーラインを引いているところです。1-3 ページの第 3 条に 1-2 ページの改正の概要の 1 が反映されています。改正の概要としては、遊漁者の新規参入を促すために、あゆのルアー釣りを解禁し、友釣専用区において、組合が定めて公示する期間終了後にあゆのルアー釣りを解禁するということです。

続きまして 1-4 ページをご覧ください。第 3 条第 3 項が改正の概要の 1-2 ページ改正の概要の②の部分です。改正の理由としては、行使規則に揃えるような形で河川の名称を追加しているということです。続きまして、1-4 ページの第 5 条の部分ですが、これが 1-2 ページの③にあたります。改正の理由としては、ルアー釣りを今回解禁するにあたって、遊漁の制限区域を追加しているということです。

続きまして、1-5 ページの第 7 条の部分ですが、改正の概要の 4 の部分になります。こちらではルアー釣りを解禁する関係で、あゆの竿釣りの詳細を遊漁者にわかりやすくするように文章を修正しています。

最後の 1-6 ページの第 7 条の第 3 項の部分ですが、こちらが 1-2 ページの改正の概要の 5 の部分になります。以前はあまごの遊漁料のみ他の遊漁料と納付方法が違ったので

すが今回あゆと遊漁料の納付方法を揃えるため、そのように修正されたということです。

1－7ページと1－8ページに組合から県に提出された変更認可申請書と理由書を添付しています。

1－9ページから1－11ページに参考までに現在の行使規則を添付しています。

1－12ページから1－15ページに県に提出された行使規則の新旧対照表を添付しています。今回委員会に諮問しているのは遊漁規則ですが参考までに添付させていただいています。行使規則でも遊漁規則と同様にあゆのルアー釣りを解禁するようなかたちで申請をさせていただいています。

1－2ページに審査の内容として、関係法令の抜粋を載せていますので参考にしてください。

説明は以上です。

○大瀬会長

それではただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○勝木会長職務代理者

要するに友釣り期間中は、ルアーは禁止ということですね。

○水産資源管理課（福田主任）

友釣り専用期間が終了して網が解禁となった翌日からルアー釣りが解禁されると聞いています。

○勝木会長職務代理者

友釣り専用区域以外は、もともと可能なのですか。

○水産資源管理課（福田主任）

専用区域以外については、別途漁業協同組合で公示していただく予定になっていますが、別の区域でも網の解禁日の翌日からルアー釣りを解禁されると聞いています。

○勝木会長職務代理者

はい、わかりました。

○金岩委員

この無料者の方は、電子遊漁券では対応できないということですか。女性とか高校生以下というのは。

○井上委員

できないみたいですよ。

○金岩委員

全漁券ではできないということですか。

○水産資源管理課（福田主任）

県では把握していません。

○垣外委員

今、業者にそのような対応もできるシステムの導入を依頼しているのですが、現行のシステムでは困難ということです。やはり無料はこちらもチェックした方がいいかなと思うので、組合へ来ていただいて、対面でいろんなことを聞きながら、無料券を発行するというようなシステムです。

○金岩委員

なるほど。ではシステム的な問題だけではないということですね。

○垣外委員

積極的にフィッシュパスを導入して無料券のシステムだけ稼働させるより、じかで聞き取りしながらの方がいいかなと。

○金岩委員

面談した方がトラブルがおきないということですね。わかりました。

○大瀬会長

今は友釣りについても、フィッシュパスについては無理ですので対面により確認しています。

ほかに意見はございませんか。

ないようでしたら、議案1につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案1については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案2「第五種共同漁業権に係る令和7年度目標増殖量について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2をご覧ください。

2－1 ページが「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」により算定した令和7年度の目標増殖量案で、前回の委員会で協議いただいた数量となっています。

この数量を各漁業権者に示して意見照会を行ったところ、目標増殖量に関する意見が2件と取扱方針に関する意見が1件提出されました。

まず、目標増殖量に関する意見ですが、2－20 ページ、中村川漁業協同組合から「あゆを210 kgから100 kgへお願いしたい。その代わりにあまごを20 kgを50 kgに増やしてもらってよい。」、2－21 ページ、名張川漁業協同組合からは、「1,210 kgから令和6年度の数量である750 kgに再検討していただきたい。」との意見です。

ともに理由は、「河川環境の悪化、組合員の高齢化、放流費用の高騰による赤字経営等の影響により、目標増殖量案の放流は困難である。」とのことでした。

取扱方針に関する意見については、2－22 ページ、櫛田川河川漁業協同組合から「災害や開発により水量の減少や環境が変化してきており、算定方法にある平瀬及び早瀬の面積について、数年単位で見直す必要があるのではないか。」との内容です。

2－3 ページから2－6 ページには、関係法令等として、漁業法の関係条文と海区漁場計画の作成等についての抜粋がございます。

2－7 ページから2－13 ページには、第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について、2－14 ページから2－19 ページには、目標増殖量に係る増殖実施報告要領及び各様式と記入例を添付しています。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

ただいま事務局から説明のありましたとおり、議案2について、3件の意見書が提出されましたので審議をお願いしたいと思います。

また、あくまで参考でございますが、2－23 ページの表で大又川飛鳥五郷漁業協同組合が、令和5年度から令和6年度に増殖調整係数が0.35から0.4になり、目標増殖量が460 kgから520 kgにあがった際にも漁業協同組合からご意見がございましたが、今まで委員会で協議を重ね目標増殖量の数字を出したものですから、変更は望ましくないということで、納得していただいたという経緯がございましたので、参考にお願いします。

○金岩委員

名張川漁業協同組合の令和5年の放流費用がなぜこんなに少ないのですか。

○勝木会長職務代理者

名張川漁業協同組合の立場での発言になりますが。令和5年に工事のミスで土砂を大量に流した業者がいました。放流している最中だったと思いますが、業者が確実にそのミスは認めるということで、一部費用を負担していただくというようなことで話がついたようです。

○金岩委員

その分はこの放流費用に入っていないですね。実際には放流費用としてかかっている

金額はもっと高いわけですね。漁業協同組合の負担はこの数字かもしれませんが、名張川に放流している放流金額はもっと大きいわけですね。

○勝木会長職務代理者

総合的にいえば、確かにそうなるわけですね。令和5年の金額が下がっているのはそういうことだと思います。

○金岩委員

今後のためにも、放流実績報告も過去3年分出していただけないでしょうか。ひとまず名張川漁協と中村川漁協だけでも。

○事務局（小林事務局長）

名張川漁協の放流実績は、令和5年は600 kg、令和4年が1,000 kg、令和3年が1,200 kg。中村川漁協は令和5年が250 kg、令和4年が200 kg、令和3年も200 kgですね。

○金岩委員

そうすると名張川漁協の目標増殖量1,210 kgというのは、近年の実際の放流量よりも多くなっていて、漁協からすると多すぎるといえるのは理解できると思います。ただ、先ほど勝木会長職務代理者がおっしゃったとおり、令和5年のあゆの放流費用が漁協の計算のなかだったらこの数字になるのですが、実質的にかかった費用はそれより多かったのだろーと思われまゐす。遊漁料収入も内水面漁連で電子遊漁券の導入などの宣伝もしてゐまゐす。名張川漁協はイベントもされまゐしたか。

○勝木会長職務代理者

イベントは特にしてゐないでゐす。

○金岩委員

してゐないでゐすか、今回放流費用の平均が下がったので、令和5年が特殊だったとしてもあと3年影響がでるし、遊漁料収入がこのまま続いて、これくらいになると収益的にも難しい話になるのかなというのゐは理解でゐますが、ルールのゐにもこれで決まてゐる話なので、それをこの値自体をゐえるのは難しいと思ゐまゐす。ただ目標増殖量に達しなかつたらすぐに漁業権がなくなるという話ではないと思ゐるので、理由書などを出してゐらゐて、今年は達しませんとゐいう扱いにしてゐらゐう。

そのうゐで、過去から問題視してゐた遊漁料の倍率対して、増殖調整係数の倍率が合致してゐない、特に低いところがよりそのかい離が大きい。ゐゐゐ増殖調整係数が0.05から0.1になる一番下のところ、遊漁料の割合は12.5%未満なので、もっと低い数字から12.5%になったときに、2倍の増殖調整係数になる。12.5%、25%、37.5%つてゐうところは、2ゐゐゐ12.5%から25%にゐゐると2倍になてゐるところが1.5倍になるというように倍率が上にゐけばゐくほど、増殖調整係数のひとつまゐの倍率でゐゐると低くなてゐく。だからこの低いところで少しゐゐると、大きい倍率で目標増殖率があてゐてしま

う。というのが問題というか元々低かったところの変動が大きくみえる原因だと思います。これは取扱方針がそうなっているので、そこを改正しないとどうしようもない話なのでふたつの漁協はそこへの不満だろうと受け取ります。

ではどうすればいいのかというと結構難しいですね。例えば、増殖調整係数については、以前は0.1刻みだったのですが、それを0.05刻みに変えて少し上がり方を抑えるようにしましたがそれでもこの名張川漁協のケースだとこのくらい上がるのは変えられない。だから増殖調整係数の上がり方を倍率的な上がり方として、一定になるような調整をするなど検討してもいいのかなと思います。でもすぐには変えることは困難で今後3年間程度で検討していくことも必要なのかなと思います。

○大野委員

目標増殖量というのは自然保護のために設定されていると理解してよろしいのですか。そうすると、先ほどの名張川漁協は放流費用が令和5年度に下がっているのは、事情があるということですが、令和5年度の収入も増えているということはたくさんとられているのですよね。であれば放流量を増やす必要はあるのではないのでしょうかとってしまうところがあります。

中村川漁協は、あゆは減らしてほしいという話ですが、あまごは増やしてほしいということですね。ということは、それを両方とも河川環境のせいにされるとどうなのかなと。今後は住みやすい環境になっていくのか。あゆの河川環境は悪くなっているけど、というお話なのか若干私としては疑問に思っているところです。

○事務局（葛西主査）

2-20 ページの中村川漁業協同組合からの意見書をいただいたときに、直接組合長に電話して、お聞きしましたところ、あゆを減らしてもらおう交換条件みたいな形で、あまごが30 kgから20 kgに減っているが、50 kg放流しても良いのというようなことを言われました。

あと名張川漁業協同組合の令和5年度の事情を初めてお聞きしましたが、この数字は漁業協同組合の総会の資料から算出しています。

過去にどのような意見があったのか15年ほど遡って調べてみました。

平成22年には、目標増殖量を減らしてほしいと4つの漁業協同組合から意見があり、当時の議事録を確認しましたところ、目標増殖量を減らしてほしいという意見は初めて出てきたという発言があることからそれ以前はなかったと思われます。

理由としては、「理事会で検討した結果である。」、「総会で決定した。」、「赤字経営のため前年と同量にしてほしい。」でそれぞれの意見に対して、委員会でどのような検討がされたかということ、この平成22年当時も早瀬面積や経営状況を加味して提案しており、これを変えることは、目標増殖量の数値自体の信憑性を損ないかねないため、変更は望ましくない。また種苗放流以外の増殖効果为目标増殖量に盛り込む手法を検討していく。当時は種苗放流が中心でしたが、それ以降に取扱方針が改正され、現在では、汲上放流や産卵場の造成、そして去年もあまごの卵放流について小委員会を開催して改正していただいたとおり、あゆとあまごは卵放流も増殖効果として認めているところです。また妥当な理由があれば、増殖調整係数を変更して目標増殖量を下げることが可能ではあろうが、総会で決まったか

ら下げてほしいとは理屈が通らないのではないかと、経営状況が悪いと委員会に言えば少なくとももらえるのか等、他の漁業協同組合から不平不満が出るのではないかと。あと令和元年、令和3年、令和5年にもそれぞれ目標増殖量を減らしてほしいという意見が1件ずつ出ていますが、平成22年同様に結果的に意見が出てきて減らした事例はございませんし、目標増殖量にもし達しない場合でも努力をしていただければ、単年で免許取り消しやペナルティはありませんので委員会の方へ相談してくださいというような回答を出しています。

○大瀬会長

ありがとうございます。事務局から説明がございましたが、他に意見どうでしょうか。

○勝木会長職務代理者

名張川漁協について、取扱方針の計算上、確かにこのような数値は出てくるのかなと思いますが現状組合員の高齢化と減少、それと名張市の財政がひっ迫している状況であることから補助金的なものが一切なくなった。今までは名張市からの補助金もある程度見込めたなかで放流もできるという状況だったのですが、資金的にも非常に厳しい状況になっています。

ただ名張川でどうすればあゆが増えて潤うことができるのか、良い種を買い求めて、それを継続していくことによって、下流域から陸封されたあゆ、あるいは下流域のダムで産卵するあゆの増殖を試みていこうという努力をしています。それでここ数年それがうまくいきだし、ある程度の数字が見込めるようになってきたということは事実でございます。それが今のこの遊漁収入に反映されていると思います。しかしこれもどこまで続けられるか。どれくらいの効力があるか。この3年間は良い傾向になったのですがそれ以前は皆目釣れなかった、売上高はそこそこあっても低レベルで動いていた時期があったり、ようやく今、2年、3年経ったなかで明かりがみえてきたという状況です。協力金等で若干の黒字は見込めるようになってきたなかで、それがなかったらおそらく大きな赤字に転落しているであろうというのが現状であります。この令和7年度においては、補助金や協力金が見込めそうにない環境にありますので、この1,200 kgという増殖となってきますとひっ迫した中で継続していくのは難しい状況になるのではないかと想像します。

○栗田委員

先ほど金岩委員の話にあったように、実質的な放流量が補償のために多かったのがこの大きな数字の原因だと思いますので、それが影響する3年間の部分を実績放流量に換算してもう一回計算しなおして、それが影響する3年間は特例を使うことで妥協する感じがかなと思います。

○金岩委員

単純計算で3年間と4年間の平均値を出してみると、0.4が0.35にはなります。でも収入も増えているので、1,210 kgから少しは減らすことはできますが、それ以上の部分はルール本体側の問題なので。この令和5年は特殊事情があった金額なので、これは使わずに

平均値にしますというのは合理的かなとも思うので、それくらいなら他の漁業協同組合とも特別不公平にならないかなと思います。

取扱方針の根本的検討はなるべく早くした方が良いでしょうが1年なり2年なりかけてやる方が本質的な気がします。

あと中村川漁協は、放流実績からみると別に210 kgでも大丈夫そうですが。この意見書には、『大雨が降ればあゆが流され追加放流せざるをえません。』と書かれていますが追加放流も当然放流実績に入れても良いので去年実績どおりに放流していただければ別に問題はないと思いますがその辺なにか追加情報ありますか。

○事務局（葛西主査）

組合長に電話で確認させていただいたところ、現状200 kgが限界であると言われました。

○大野委員

この表は根本的にエクセル表で計算されてくるので見た目はわかりやすいですが、金岩委員の言われた不公平な面も出てくるので将来的には変えていく方が良いと思います。

○垣外委員

これまで踏襲してきたことを覆すのはどうかと。ただこれから過去3年間右肩下がりというのは。こういった3年間遊漁の汲上や卵放流や産卵場を造るにしろ、皆コストがかかって大変厳しい。根本的に過去3年くらいが良いのか。右肩下がりでかなりしんどいと思いますか。

○金岩委員

おっしゃるとおりで、例えば放流を卵放流に変えたりすると放流費用は下がりますが増殖調整係数のパーセンテージは上がる。漁業協同組合が経営改善しようと努力すればするほど目標増殖量が上がるというフォーマットになっています。この瀬の面積から算出した生存可能数の半分は目標増殖量でまかないましょう。でも経営状態が悪かったらそれを下げますよという方針で考えると増殖調整係数が0.5になるまでは、上がっても仕方がないとの思いで元々のルールは作られたのだらうと思います。今このCのパーセンテージが100%を越えていないところが大半です。100%越えたら0.5でそれ以上はどれだけ増えても0.5は変わらない。低いところで遊漁者を増やしましょうという目標も立て努力している漁業協同組合が厳しい目標増殖量になるというこの現状鑑みるとどうなのだろうと思います。だからこの基本ルールを検討していくことを考えなければいけないのかなと思います。

生息可能面積もかなり古い情報に基づいて算出されています。漁業権の更新の機会にあわせて見直しするなど少なくとも10年に一度くらいは更新しても良いのではないかと思います。新たに漁業権設定するのに、どれだけの生息面積や漁業権範囲があるのというのは、漁業権行使者にとっては必要な情報ですから。

○事務局（葛西主査）

過去の委員会でもこの面積や増殖調整係数に課題があるという意見をいただいています。この面積は、約 20 年前の国の緊急経済対策という予算で委託事業を実施して算出したものです。それ以降、同様の調査を行おうとしても予算上難しい状況であり、その他の方策として、県の河川課や国の国交省にデータがないか照会をしたり、すべての河川の詳細なデータがなければ、三重県全体の河川で当時から面積が例えば 8 割くらいになっていると情報があれば、委員会で検討して一律減らした面積にするなど今後検討していただければと思います。

○金岩委員

予算措置については、何をするにしても予算がないからできませんというのではなく、技術的にも当時に比べれば、低コストでできるところもあると思いますし、例えば先ほどのすべての河川ではなくてもいくつかの河川で数値の平均値をあてはめるなど検討すれば予算の範囲内でできるのではないかと。どちらにしろ、再調査はする必要があると思いますので 10 年に一度見直すというようなルール作りをしておけば予算措置もやりやすくなるのではないかと考えます。

○栗田委員

前回の調査には、どれくらいの費用がかかっているのでしょうか。私も全く検討もつかないのですが。

○大瀬会長

今はドローンを使ってできますから以前よりも安くできるはずです。

○金岩委員

グリーンレーダーを使ったドローンを使えば、人間が歩かなくて良い分だけでも早くできると思います。

○栗田委員

衛星写真もあります。

○大野委員

エイロスの新型が去年の 7 月から上がっていて、国土地理院もいろんな測量をそれでやっています。三角測量とかもやめようという方向にあります。日本があげた衛星ですから、その情報は今後かなり入ると思います。

○金岩委員

ただ瀬であるか淵であるかの判断をしなくてはならないので、解像度はどうですか。水深までわかりますか。

○大野委員

エイロスはすごく高いです。波長でやりますから、水深測量に変えようというのですから、数ミリのすごい精度で出来ます。

○金岩委員

浅瀬や深瀬が判定できればそういった新技術を利用して、安くできるかもしれませんね。

○井上委員

面積についてですが、私は川全体を見ているわけではないですが、例えば去年ここにいい石が入っていたけど、今年行ったら半分以上砂かぶっているというのが結構あります。経費的な面もあるとは思いますが、ドローンなど専門的な人にやってもらえれば。釣れる場所は10年前と比べて年々減っているのは事実です。

○金岩委員

流量も減っているところが多いです。

○井上委員

水量もだいぶ減っているところが多くなってきました。去年まで押しが強く渡れなかったのに、今年はすいすい行ける場所がありますのでこれから課題になっていくのかなと思います。

○勝木会長職務代理者

皆さんからご意見いただいて、名張川漁協が非常に厳しい状況におかれているのはよくわかるのですが、現状30名弱の組合員のうち実質動いているのが理事8名くらいでしかも60歳以下はいない。そのなかで鵜の対策やいろんな対策も含め、なおかつフラッシュ放流という形で水資源機構の協力も得て砂も流して、いろんな努力の結果がここ数年表れてきていると思います。ただ、努力すればするほど、目標増殖量が増えていくとなると、求めているものが逆になってくるのではと思います。本来漁業協同組合として川を潤す。それには魚を増やすことが絶対的に大事なのですが、ちょっと知恵を使って、例えばあゆがあがってくるための産卵場を整備しようとすればするほど、もちろんお客さんは増える。収入も増える。そうしたら増殖量も増えるとなってくる。名張川漁業協同組合の人間が求めているものは、できれば増殖量、放流量を増やすのではなくて、自然に帰るあゆを増やそうという考えでいるのですが、そうするとこの厳しい経営体質から逃れられるのではないかというのがひとつの目標です。それをすればするほど、厳しくなっていくという逆転現象が起こってくると漁業協同組合を維持していくことが難しくなる。意識が低くなるというか。

○大野委員

放流量ではなくて、少量の放流でも効果があるような自主的に資源量を増やせば良いというようなことにした方が良いと思います。

○勝木会長職務代理者

そういうことを目標にしているのですが、現状こうなってくると。

○大野委員

放流量一辺倒になっていて、努力したところが報われないような感じになっているので。

○勝木会長職務代理者

赤字から脱却が常に私たちのテーマで自然に孵化して帰ってくる魚を増やそうというのが今の名張川漁協の目標なのですが、それを続けていくとおかげさまでお客さんが増えて、収入も増えるが目標増殖量も増える。少なくとも今、過去たくさん放流した時期よりも遡上してくるあゆの量は圧倒的に多くなっているのは事実です。だから増殖には成功していると思います。ただそれを放流しなければいけないというところに少し矛盾があるのではないかという気がします。先ほどおっしゃっていただいたように、令和5年が非常にイレギュラーな部分がありますので、できれば、いろいろ変えるというのは難しいかもしれませんが、このまま1,200 kgでいくと、非常に厳しい状況に追い込まれていくのではないかと考えます。以上、名張川漁協の理事として発言させていただきました。

○大瀬会長

ありがとうございます。2年前の大又川飛鳥五郷漁協の要望の時と同様、この取扱方針の計算式等はかなり時間をかけて論議していただいた内容ですので、数値を変えるというわけにはいかないので、中村川漁協も名張川漁協もやむを得ない事情があるので放流実績が目標増殖量に達しなくても基本的に罰則はないという内容で回答させていただこうと思います。今後、委員会で検討していくとともに事務局で予算措置やできるだけ安く調査等できる方法、できたらすべての河川をやらないと不公平ですので、努力していただくという形でお願いしたいと思います。

○金岩委員

目標増殖量を通知する文書に、目標増殖量に達しない時は、理由を提出してくださいや罰則が直ちにあるわけではありませんなどの表記はありますか。

○事務局（葛西主査）

そのような表記はしていませんが漁業協同組合の担当者の方とお話していると、目標増殖量に達しなかったら免許が即取消しになるとか何らかのペナルティあるのではないかとされている方はお見えになります。

意見をいただいた漁業協同組合に対しては、会長名で回答文書は出させていただいていますが、詳細な内容までは書いていませんが最後に目標増殖量に達することが困難な場合は委員会へご連絡くださいと書こうとは思っています。また、電話等で問合せがあれば委員会で出た具体的な意見もお伝えするつもりです。

○勝木会長職務代理者

最後に要望として、先ほど申し上げたように増殖する方法は、いろいろあると思います。放流というのが一番いいのかどうか。でも現状ですと放流＝増殖につながってない河川もたくさんあると私は理解しています。その種苗の質の問題もきっとあると思います。

最終的に川にどれだけのあゆが生息したのかということの方が大事だと思います。それを一匹ずつ数えることはできませんので、ただそういった努力を含めた何らかの救済処置のようなルールを入れていただけたら今後頑張っている漁協もより一層力が入るのではないかと。今の放流しなければだめというようなところから少し違う方向性で要望させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○垣外委員

川全体が変わっている。気候の関係で雨が降らず水量は少ない。例えば、雲出川の場合ですと過疎化で下水道も直接川に放流するシステム。行政や税金等の関係で変わってきてあゆも釣れない。遊漁料収入は年間たった6万円の売り上げで解禁日ですら釣人がいない。網具になるとあゆがいっぱい獲れます。刺し網や投網になるとクーラーボックスいっぱいに。だとすると川が悪い、縄張りをするほどの立派な苔がないと我々も解釈しています。環境自体が変わってきているのでそういうことも根拠にしていいただければと思います。

○事務局（葛西主査）

去年度の発眼卵放流を取り入れた取扱方針の改正の時のように、小委員会で開催して詳細を決めていくという形も考えながら今後委員会で検討していけたらと思います。

○大瀬会長

議案2につきましては、「第五種共同漁業権に係る令和7年度目標増殖量について」は、ただいまの内容のとおりとして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案2について、可決し、告示することとします。告示案について事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

2－2ページをご覧ください。

「第五種共同漁業権に係る令和7年度目標増殖量」の告示案です。令和7年3月25日付け、三重県内水面漁場管理委員会告示第1号で告示を予定しています。

以上です。

○大瀬会長

続きまして、その他事項（１）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

令和６年度の委員会は、今後緊急の議案等がなければ、本日が最後の開催となる見込みです。

次回につきましては、４月の下旬に開催を予定していますが、後日メール等でご都合をお伺いしますので宜しくお願いします。

○大瀬会長

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。